

◆9月も多くの相談や問い合わせが寄せられました。

先月は1,700件を超える相談や情報提供が寄せられました。そのうち、70歳以上の方からの相談は約250件ありました。

「アダルトサイトを見ていると急に『登録完了』の画面になった」「『未納料金がある』とメールがあった」などの「架空・不当請求」が一番多く寄せられました。



ほかには、頼んでいない健康食品等を送りつける「送りつけ商法」や「新聞の購読契約」に関する相談も多く寄せられました。

また、次のような情報提供がありました。〇〇区居住者宅に区役所からの要請と言って、防犯カメラの資料を持った人が来た。住民は疑問に思い、名刺等の提供を求めると帰ってしまった。区役所に確認したところ「そのような要請はしていない」とのことでした。

このような公的機関をかたった「[かたり商法](#)」に関する相談が最近増えています。

「かたり商法」は訪問販売に該当しますので、クーリング・オフすることができます。また、契約書面を受け取っていないければ、契約を取り消すことができます。不審な電話や訪問があれば、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆消防署から個人宅へ防災（災害）グッズは送りません！ **ご注意ください！**

「消防署を名乗る人から『防災（災害）グッズを送る』と言って電話が入った。家族構成などを聞かれ『後日届ける』と言ったがもらっていないのか」

「一人暮らしをしている70歳以上の方に防犯グッズを配っているので届けたい」と電話があった。本当にこのような電話をしているのか」

最近、消防関係者を名乗った不審な電話が増えています。消防局によると「最近このような相談が寄せられていますが、個人宅へは防災グッズなどは送っていません」とのことです。

安易に返事をして、個人情報聞き出されるなど様々なトラブルに巻き込まれる可能性があります。

不審な電話勧誘があれば、その場で返事をせず、まずは大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く

メインキャラクター エルちゃん

